

お客さま各位

室蘭信用金庫

## インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

室蘭信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客様は各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（※）。

（※）具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当金庫ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、ご案内いたします。

【ご参考】当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T5430005009807

### 記

#### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、残高証明発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

#### 2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス通知書DM」を作成のうえ交付いたします。「インボイス通知書DM」の発行を希望されるお客さまは、下記「4. 当金庫が発行する「インボイス通知書DM」の交付について」をご覧ください。

#### 3. ATMおよび両替機でのお取引について

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります（※）。（※）具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

したがいまして、A T Mおよび両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

#### 4. 当金庫が発行する「インボイス通知書DM」の交付について

##### (1) 郵送による定期的な交付をご希望される場合

- ① 当金庫所定の「インボイス継続発行依頼書」をご提出願います。
- ② 発行サイクルは原則年 1 回の発行となりますので、お客さまの決算月を基準とする発行をご指定願います。

##### (2) 店頭受渡（お客さまからのお申し出）により発行する場合

- ① 当金庫所定の「インボイス発行依頼書（都度用）」をご提出願います。
- ② 発行は原則年 1 回限りの発行となります。

#### 5. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応につきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上